

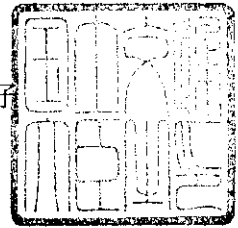


認 定 書

国住指第6090号
平成14年5月31日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号（間仕切壁（非耐力壁）：45分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045NP-9009

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板・両面せっこうボード重張／グラスウール充てん／軽量鉄骨下地間仕切壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

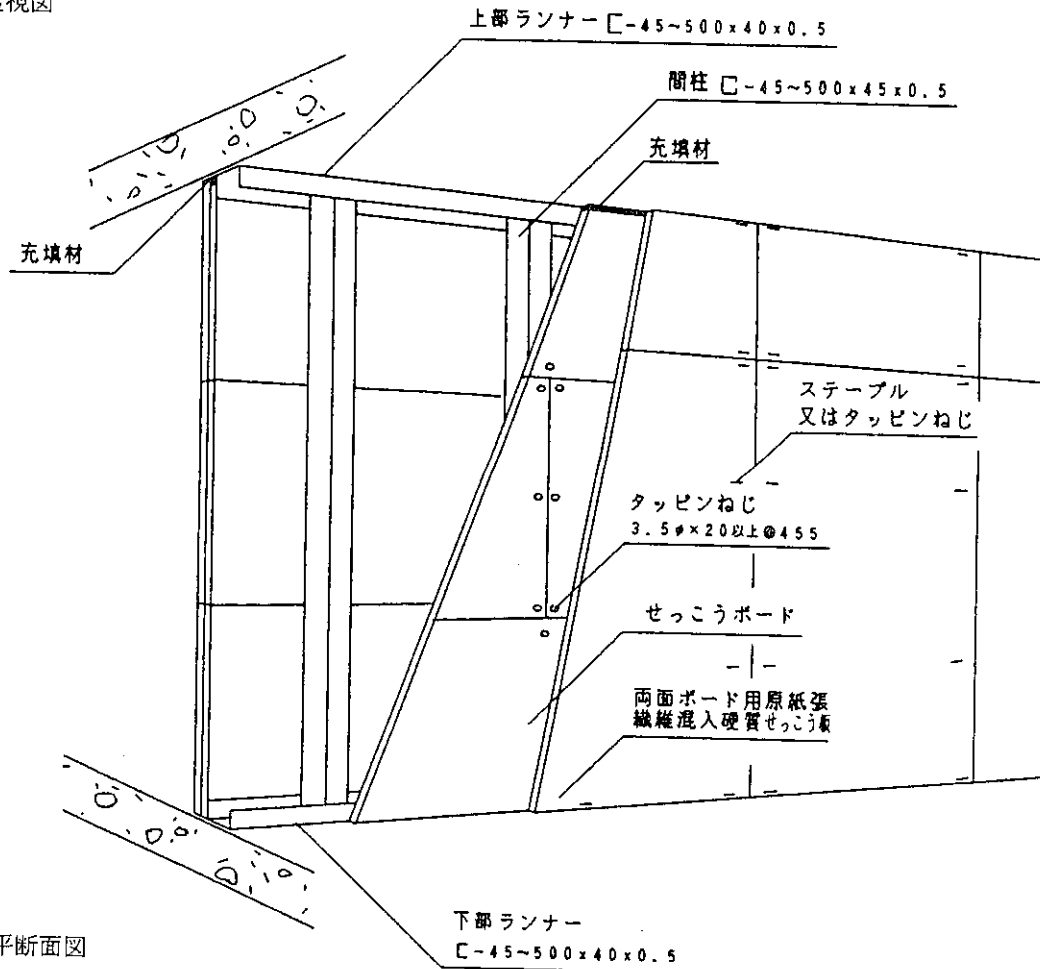
別添の通り

(別添)

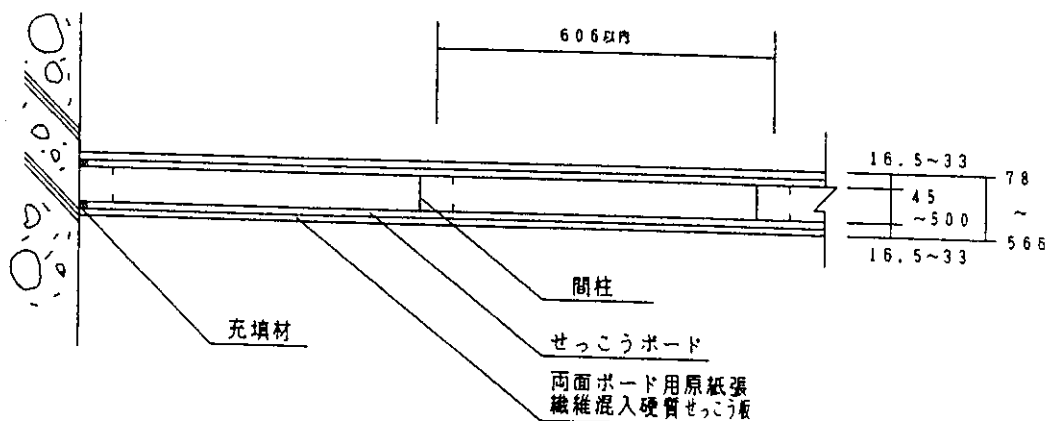
認定番号	QF045NP-9009	認定年月日：平成 14 年 5 月 31 日
品目名	両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板・両面せっこうボード重張／グラスウール充てん／軽量鉄骨下地間仕切壁	申請者名：吉野石膏(株) 東京都千代田区丸の内 3-3-1 (新東京ビル内)

1. 部分、防火性能の区分 不燃下地 準耐火構造 間仕切壁
2. 試験機関名 (財)ベターリビング 受託番号 試験依頼第952880号
3. 構造説明図 (単位 mm)

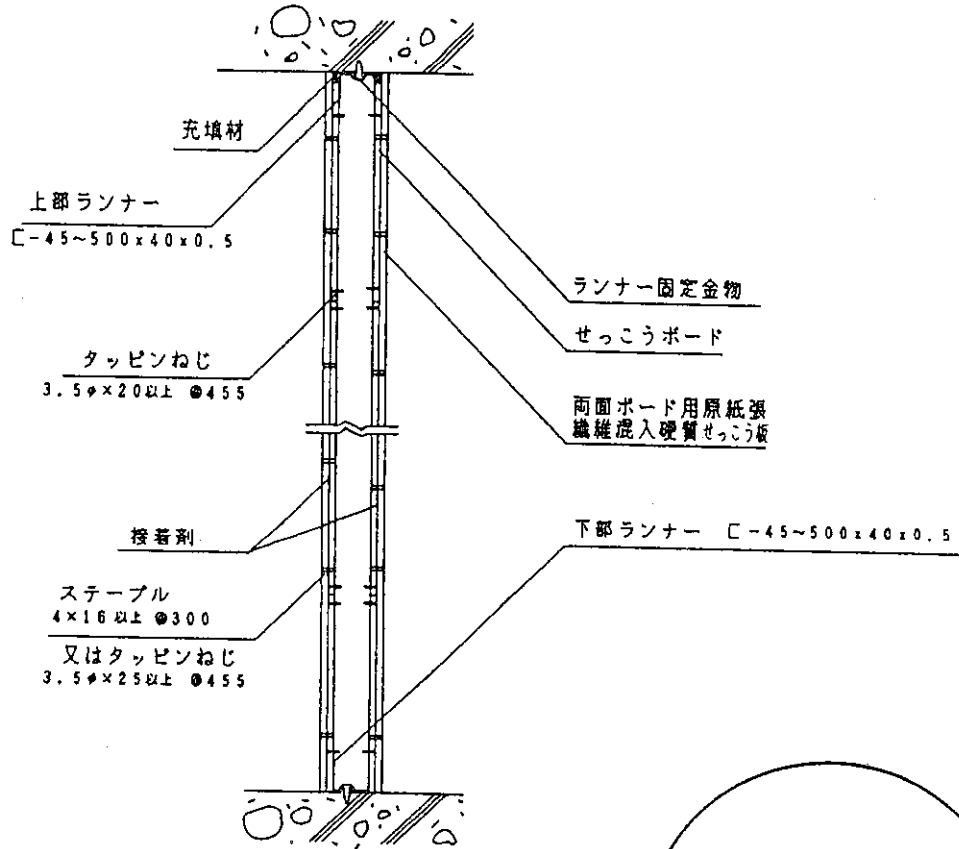
透視図



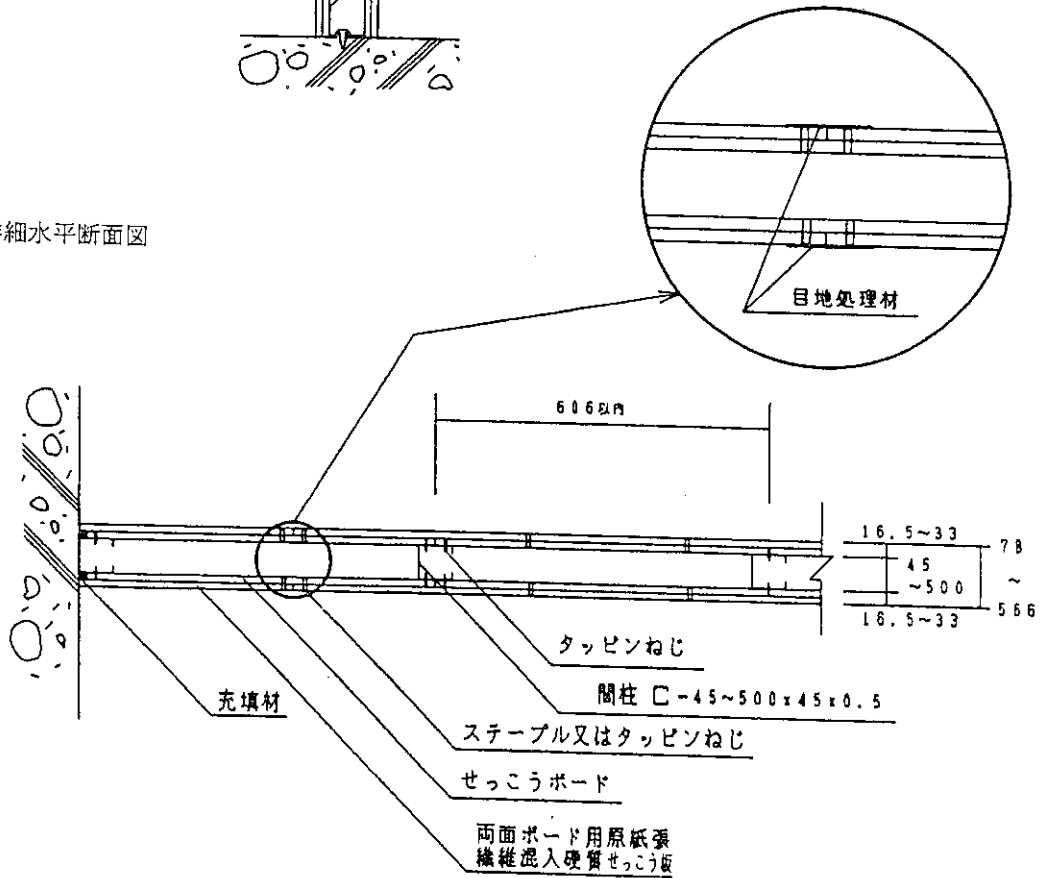
水平断面図



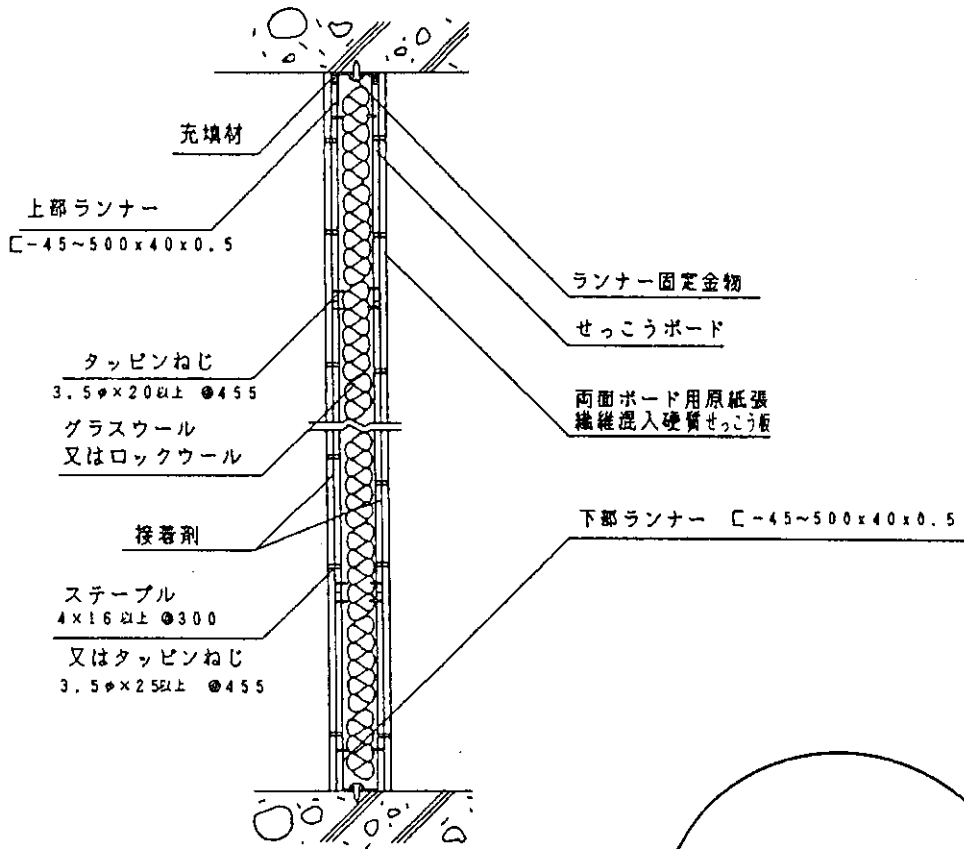
垂直断面図



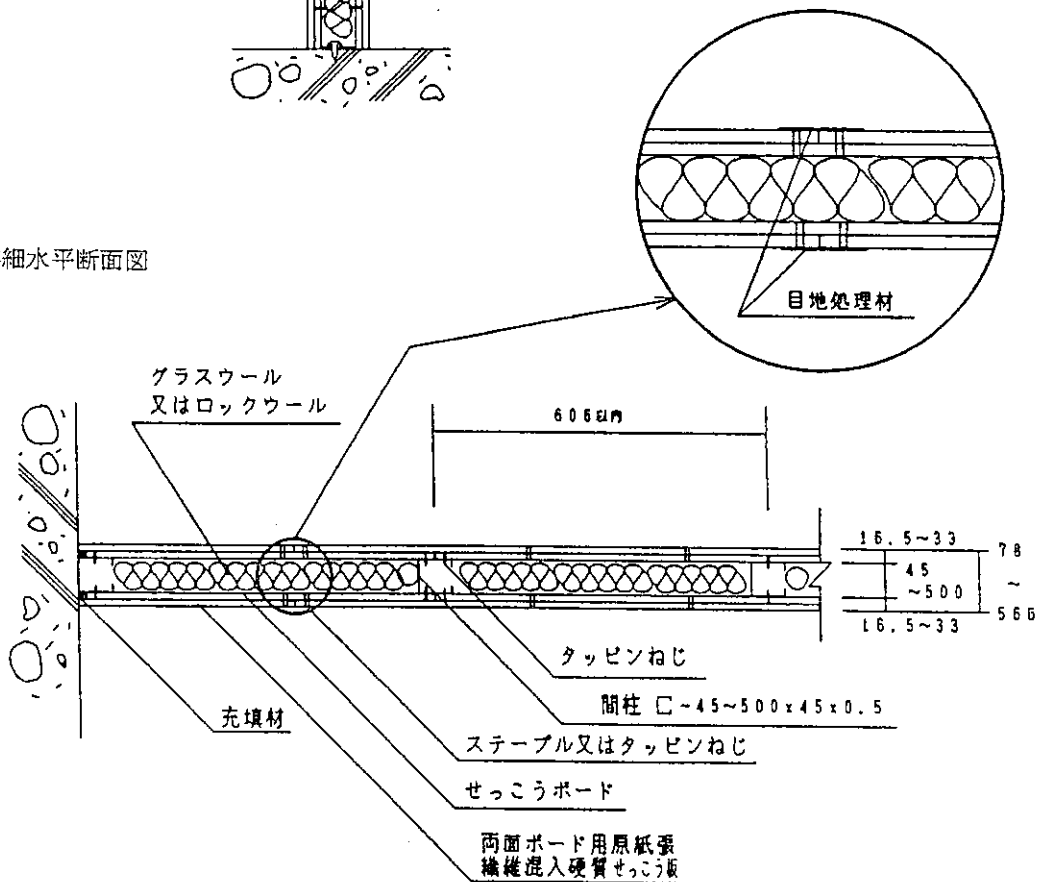
詳細水平断面図



1) グラスウール等充填する場合
垂直断面図

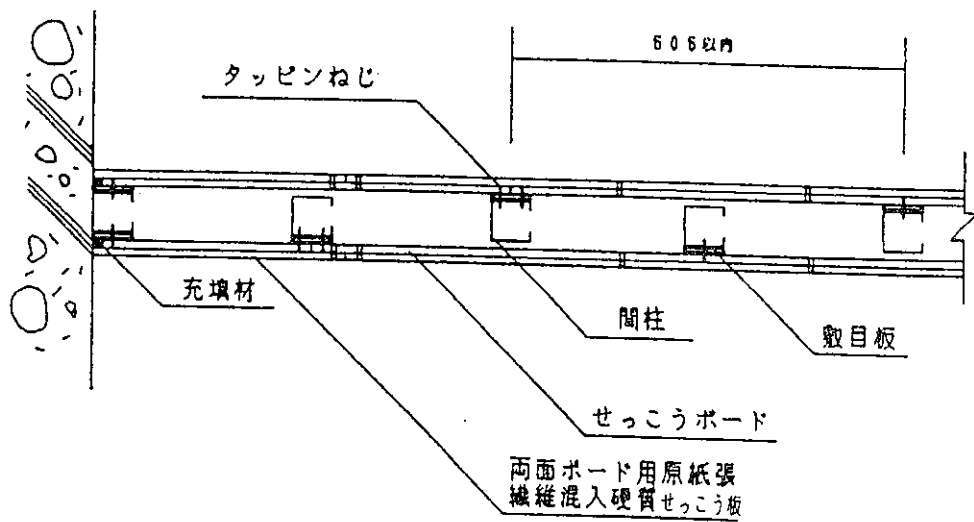
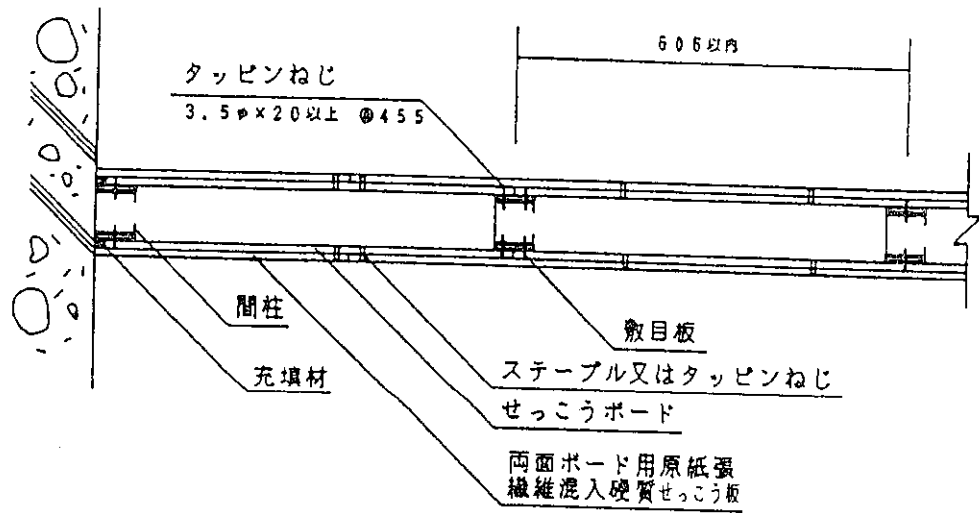


詳細水平断面図

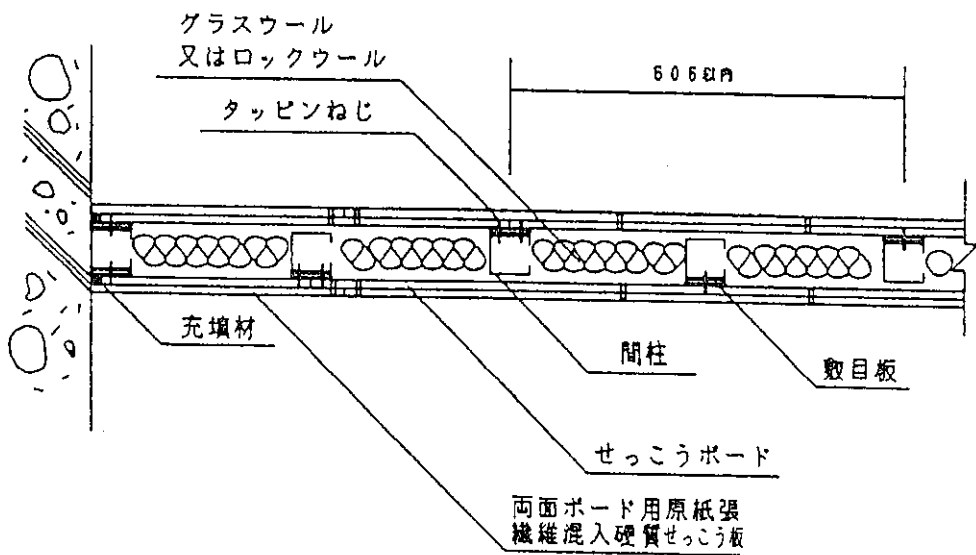
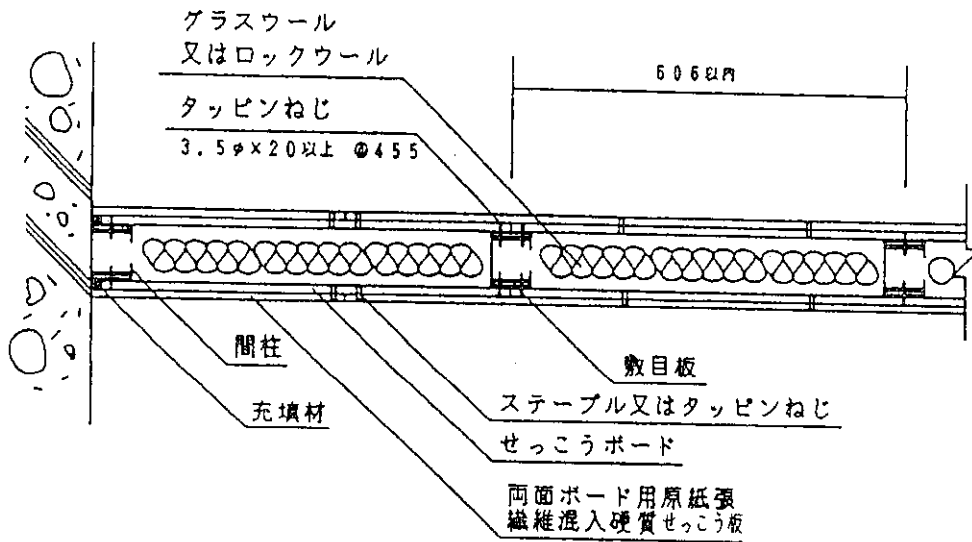


2) 敷目板を使用する場合

① グラスウール等充填しない場合



② グラスウール等を充填する場合



4. 材料等説明

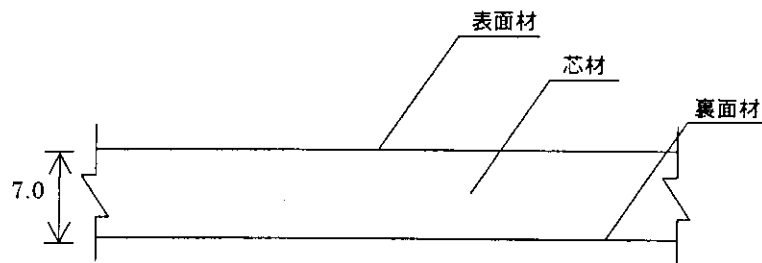
1) 主構成材料

① 両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板（以下 せっこう板と称す）

イ) 厚さ 7 mm の場合

規 格 不 燃 (個) 第 1 1 8 4 7 号

構成（組成）、断面図（単位 mm）



1) 表面材・・・せっこうボード用原紙・・・厚さ 0.40mm、重量 230g/m²
 （両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板（7mm）専用の色と致します）

2) 芯 材・・・繊維混入硬質せっこう板・・・厚さ 6.2mm

組成 (重量%)	}	せっこう……………97.00
		ガラス繊維…………… 1.00
		有機質繊維…………… 0.25
		接着増強剤…………… 0.65
		分散剤…………… 1.00
		発泡剤…………… 0.10

3) 裏面材・・・せっこうボード用原紙・・・厚さ 0.40mm、重量 230g/m²

寸法 (mm) 厚さ 7 (許容差 + 0.5)

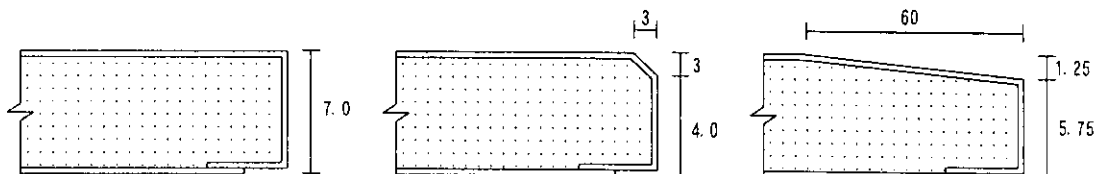
大きさ	最大	1 2 1 0	$\begin{matrix} + 0 \\ - 3 \end{matrix}$	× 4 5 0 0	$\begin{matrix} + 3 \\ - 0 \end{matrix}$
	標準	6 0 6	$\begin{matrix} + 0 \\ - 3 \end{matrix}$	× 1 8 2 0	$\begin{matrix} + 3 \\ - 0 \end{matrix}$

端部の形状

スクエア

ベベル

テーパ



かさ比重 1.25 ± 0.125

含水率 3.0% 以下

ロ) 厚さ 9.5、12.5、15 mm の場合

規 格 不 燃 (個) 第 1 1 6 9 6 号

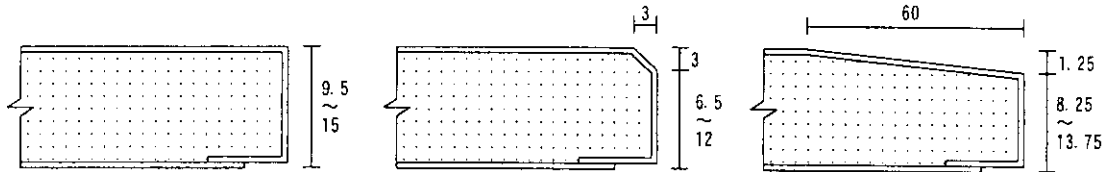
寸法 (mm)	厚さ	9.5、12.5、15 ± 0.5			
	大きさ	最大	1 2 1 0 $\begin{matrix} +0 \\ -3 \end{matrix}$	× 4 5 0 0 $\begin{matrix} +3 \\ -0 \end{matrix}$	
		標準	6 0 6 $\begin{matrix} +0 \\ -3 \end{matrix}$	× 1 8 2 0 $\begin{matrix} +3 \\ -0 \end{matrix}$	

端部の形状

スクエア

ベベル

テーパ



かさ比重 1.30 ± 0.13

含水率 3.0% 以下

②せっこうボード

規格 不燃 第1027、1008号
 準不燃 第2027、2018号
 J I S A 6 9 0 1

寸法 (mm) 厚さ 9.5、12.5、15、16、18、±0.5

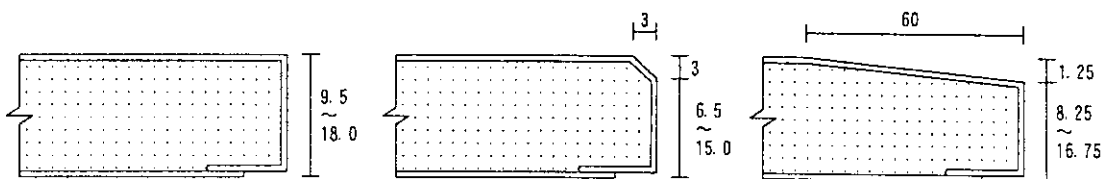
大きさ	最大	1 2 1 0 $\begin{matrix} +0 \\ -3 \end{matrix}$	× 4 5 0 0 $\begin{matrix} +3 \\ -0 \end{matrix}$
	標準	9 1 0 $\begin{matrix} +0 \\ -3 \end{matrix}$	× 1 8 2 0 $\begin{matrix} +3 \\ -0 \end{matrix}$

端部の形状

スクエア

ベベル

テーパ



かさ比重 0.65 以上

含水率 3.0% 以下

③上部、下部ランナー

J I S A 6 5 1 7、G 3 3 0 2 に規定する防錆処理したもの。

□ - 25 ~ 500 × 35 ~ 75 × 0.5 mm 以上

④間柱

J I S A 6 5 1 7、G 3 3 0 2 に規定する防錆処理したもの。

□ - 45 ~ 500 × 45 ~ 75 × 0.5 mm 以上

□ - 40 ~ 500 × 25 ~ 50 × 0.5 mm 以上

⑤ グラスウール、ロックウール

グラスウール：不燃 第1031号、JIS A 6301、A 9504
(24K 厚さ25mm 同等以上)

ロックウール：不燃 第1022号、JIS A 6301、A 9504
(32K 厚さ25mm 同等以上)

⑥ 敷目板

せっこう板、せっこうボード、けい酸カルシウム板、グラスウール板・ロックウール板
(80K以上の高密度品) 厚さ4mm以上×幅50mm以上

2) 副構成材料

① ランナー固定金物

コンクリート釘 4.0φ×30mm 以上

バッファーピン 3.2φ×20mm 以上

② タッピンねじ

JIS B 1122、B 1125に規定する防錆処理したもの。
3.5φ×20mm 以上

③ ステープル：防錆処理したもの。

・グラスウール、ロックウール留付け用ステープル：幅4mm以上×長さ25mm以上
(スピンドルピン 長さ38mm以上を使用しても良い)

・上張せっこう板留付け用ステープル：幅4mm以上×長さ16mm以上

④ 接着剤

酢酸ビニル系、合成ゴム系、せっこう系、炭酸カルシウム系、エポキシ樹脂系又は、同等以上の性能を有するもの。

⑤ 目地等処理材

JIS A 6914に適合するもの又は、同等以上の性能を有するもの。

⑥ 充填材

(イ) 無機質充填材 : せっこう系、炭酸カルシウム系

(ロ) ロックウールモルタル：不燃 第1023号

(ハ) ロックウール : 不燃 第1022号、JIS A 9504

(ニ) シーリング材 : アクリル系、ウレタン系、ポリサルファイド系、シリコン系、酢酸ビニル系

5. 標準仕様（施工仕様）

1) 墨出し及び上下ランナーの取付け

間仕切壁を設置する所定の位置に、墨出しを行う。

墨出し線に合わせて、コンクリート下地にはランナー固定金物にて、鋼製下地にはランナー受けピース等を介してタッピンねじ又は溶接等にて、それぞれ約900mm以内のピッチで、上部・下部ランナーを取付ける。

2) 間柱の取付け

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断された間柱を約606mm以内の間隔で取付ける。

3) 敷目板の取付け

敷目板を使用する場合はあらかじめ幅約50mmに切断した敷目板をスタッドに仮留めする。尚、敷目板を使用する場合も、中空層が45～500mmになるようにする。

4) 下張せっこうボードの取付け

下張せっこうボードは、縦又は横張にして、 $3.5\phi \times 20\text{mm}$ 以上のタッピンねじで、間隔約 455mm 以内に、固定して取付ける。

5) グラスウール等の充填

グラスウール等を充填する場合は、片面の下張せっこうボードの取付け後、中空部にグラスウール等を充填しステープル又はスピンドルピンで留付けた後、反対側の下張せっこうボードを取付ける。

6) 上張せっこう板の取付け

上張せっこう板は、縦又は横張にして、下張せっこうボードと目地部が重ならないようにして、 $3.5\phi \times 25\text{mm}$ 以上のタッピンねじで、約 455mm 以内の間隔に留付ける。

ステープルのみで留付ける場合は、接着剤を点付けしステープル等で留付ける。ステープルの留付間隔は、約 300mm 以内とする。

7) 目地部及び取合い部等の処理

(イ)大壁にする場合は、天井より下部にある目地部を目地等処理材にて平滑に仕上げる。

(ロ)取合部は隙間のないように充填材にて充填する。

8) 表面仕上げ

目地処理等の表面処理終了後、防火上支障のない塗装、クロス張、吹付け等にて仕上げる。

6. 留意事項

- 1) せっこうボード、せっこう板は、雨、湿気等の影響をうけないように平坦な場所に保管する。
- 2) せっこうボード、せっこう板は、角や接着面に過度の衝撃を与えたり、表面に傷をつけないように運搬、施工する。

7. 付帯条件

なし

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。